

～行財政入門講座～

行財政
入門講座

富士見市の将来の都市像と

わたしたちの暮らし

第四回 知っておこう！成年後見制度

—認知症高齢者や障害により判断力が
不十分な人の支援制度—

- ◇ 第四回 行財政入門講座は「知っておこう！成年後見制度 —認知症高齢者や障害により判断力が不十分な人の支援制度—」を理解する事を目指し以下の通り行われました。

開講日 9月20日（土）
時 間 AM10:00～12:00
場 所 鶴瀬公民館 第三集会室
受講者 29名

- ◇ 今回は2人の講師による**制度への理解**と**市の利用状況**の話を聞きました。

八木下 朗 氏 富士見市社会福祉協議会 成年後見センターふじみ職員
正木 賢一 氏 NPO 法人埼玉成年後見支援センター所属行政書士

- ◆ 前半30分は八木下朗氏が担当され、「成年後見センターふじみ」の紹介と「成年後見制度」について講義された。

- ✚ 成年後見センターふじみの利用件数は相談42件（初回23回）
9/19現在2件 （保佐1件、後見1件、申し立て1件）
- ✚ 成年後見制度は介護保険制度と同じ時期にできたが、富士見市は県内9番目に開設。
- ✚ この制度の対象は「もの忘れがあつて、先々が心配だ」「認知症になっても私の夢をかなえたい」「自分の気持ちを代弁してほしい」これらの声を寄せる、知的、精神障がい、認知の方。
- ✚ 全国で65歳以上は3200万人高齢化率25.2%、介護保険利用者は530万人、富士見市は22.3%で若いといえる。しかし確実に相談、利用される方は増加している。
- ✚ 成年後見制度を利用しなくとも「安心サポート」を利用して日常生活を送っている市民もいる。

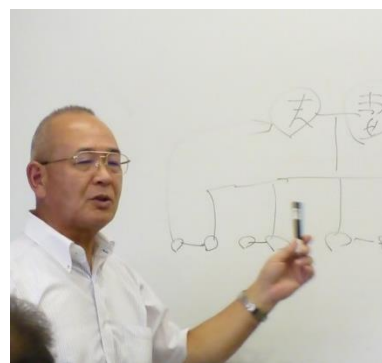
詳しいことは富士見市社会協議会に連絡、相談をしてください。

☎049-254-0747



◆ 後半 60 分は「老後の安心と安全のために」と題して正木 賢一氏が講演された。

- ✚ 冒頭、もの忘れと認知症の違いを知る。
- ✚ 困ったとき悩まない、身体が不自由になれば補装具、判断能力が衰えたら後見制度を使い、日常生活の手伝いをしてもらおうと聞くと納得。
- ✚ 財産管理（生活費）を第 3 者にしてもらおうが身上監護（見守り）が大切。判断能力が衰える前に、契約をして普段は見守りをしてもらい、いよいよというときに申し立てで、金銭管理をしてもらい、その後の安心を得る。
- ✚ 次に遺言の話で、公正証書の遺言書（遺産分割協議書）の付言事項が大事と聞く。複数の相続人が血で血を洗う仲違いにならないように、付言事項で自分の死後どうしてほしいのか気持ちを書いておく。その際、行政書士、弁護士が手助けをしてくれる。
- ✚ 分り易く納得のお話で、先生が、死後 100 円でも残っていたら、遺言書を書くよう勧められたのにびっくり。最近、遺言の手続きをする方が増えています。どんなに仲の良い子どもたち（兄弟）でも夫々の連れ合いの関係もあり、何年も口も利かない遺産分割の話が進められないケースを見てきたそうです。さびしい話ですが…。
- ✚ 休憩後の質疑時間で、さらに詳しく相談をしたい方には、市の行政相談日の案内があった。





富士見市社会福祉協議会
成年後見センターふじみ

八木下朗氏の講義サマリー (PowerPoint 抜粋)

成年後見センター ふじみ



富士見市社会福祉協議会
成年後見センターふじみ
八木下 朗

富士見市社協
マスコットキャラクター
うさみん

1. 認知症高齢者・知的・精神障がい者

誰もが安心して暮らせる ふくしのまち作り

障がいを持つ子の
今後の生活
が心配

悪質な業者の
勧誘がとても
心配

私の気持ちを
代弁して
ほしい

認知症になっても
私の夢を
叶えたい

あなたの周りにこんな方は いらっしゃいませんか

郵便物などが細かい
字でよくわからない

大切な書類
どこに
しまった
かな？

水道代など
支払いを忘れて
しまう・・・

物忘れが進んで
これからの生活
が心配

日本の人口と高齢者

- ・ 総人口 約1億2000万人
- ・ 65歳以上の人口 約3200万人
- ・ 介護保険利用者 約530万人

全国の高齢化率 25.2%
富士見市の高齢化率 22.3%
※平成25年12月1日現在
※高齢化率とは65歳以上の人口



認知症高齢者・ 知的・精神障がい者

- ・ 認知症高齢者 約400万人
- ・ 知的障がい者 約54万人
- ・ 精神障がい者 約323万人



※親が亡くなった後のことが課題となる
(知的・精神障がい者の場合)

認知症の初期症状

- ・ 物の名前が出てこなくなる
- ・ 置き忘れやしまい忘れが多くなる
- ・ 同じことを言ったり聞いたりするようになる
- ・ 物を盗られたと妄想することがある
- ・ 元気がなく引っ込み思案になる



2. 成年後見制度とは

認知症や障がいのある人の中で判断能力が不十分になっている人々を、法的に支援する制度です。

1. 成年後見制度の仕組み



2. 判断能力のフローチャート

3. 法定後見制度（申立て）① 本人、配偶者、4親等内の親族

② 市町村長

4. 後見開始手続きについて

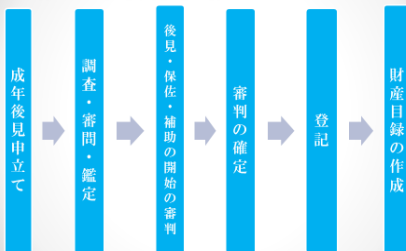
5. 法定後見制度申立手続き

6. 成年後見人等の職務

8. 成年後見人等と本人の関係（H24）

9. 成年後見制度の今後の課題・展望

後見開始手続きについて



成年後見人等の職務

- ①財産管理を目的とする職務
 - (1) 預貯金の管理等
 - (2) 不動産等の管理
- ②身上監護を目的とする職務
 - (1) 住居の確保
 - (2) 受診・治療・入院の契約締結
 - (3) 介護サービス等の利用手続き

<法定後見制度>申立手続き

- ・申立時に必要な書類
診断書、申立書、申立事情説明書、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、推定相続人の同意書等
- ・申立に必要な費用
印紙・切手・戸籍謄本・診断書（およそ5,000円）
合計約18,000円程度。
- *裁判所が判断が難しく、鑑定が必要と判断した場合は別途、約50,000円必要。
- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ
（富士見市在住者は、さいたま家庭裁判所川越支部）

成年後見人等と本人の関係(H24)

- ・親族選任 48%
- ・第三者選任（親族以外）52%

- 1 司法書士
- 2 弁護士
- 3 社会福祉士



認知症の初期症状

- ・物の名前が出てこなくなる
- ・置き忘れやしまい忘れが多くなる
- ・同じことを言ったり聞いたりするようになる
- ・物を盗られたと妄想することがある
- ・元気がなく引っ込み思案になる



2. 任意後見制度とは

本人の判断力のあるうちに将来に備え、任意後見人になる人と公証役場で公正証書による契約を結び、判断能力の低下した段階で後見業務をスタートさせる制度

1. 契約手続きの流れ

2. 任意後見契約

■任意後見契約作成時に必要な書類

本人一印鑑証明書、戸籍謄本、住民票

任意後見人候補者一印鑑証明書、住民票

■契約締結に要する費用

手数料 11,000円

登記嘱託手数料 1,400円

印紙代 4,000円

3. 日常生活自立支援事業 (あんしんサポートネット)

4. 日常生活支援事業利用料

5. 成年後見制度との関係



日常生活支援事業利用料

援助の内容	利用料金
①福祉サービス利用援助事業	1回1時間まで1,200円 以降30分ごとに400円が加算
②日常金銭管理	＊但し、通帳を預かる場合、 または金融機関で代理権を設定して援助する場合は、1回1時間まで1,600円
③日常生活上の手続き援助	基本料2,000円 (1年間) 利用料 500円 (1か月)
④書類等預かりサービス	

契約手続きの流れ

- ①任意後見人受任者と契約内容を決める
- ②契約内容を公正証書にし、公証役場で締結
判断能力の低下が見られ、任意後見開始が必要となったら
- ③家庭裁判所へ任意後見監督人の選任申立て
- ④任意後見人の活動開始

成年後見制度との関係

成年後見制度

本人の意思決定の代行支援
財産管理、身上監護に関する法律行為
□取消権、同意権、代理権あり

福祉サービス利用援助事業
日常生活上の消費契約の援助
行政手続きの援助

日常的な見守り生活変化の察知
□代理権の範囲は限定
□取消権、同意権なし
日常生活自立支援援助事業

日常生活自立支援事業 (あんしんサポートネット)

福祉サービス利用援助事業 (基本)

- ・福祉サービスの利用の相談等

日常金銭管理 (選択)

- ・預金の払い戻し等

日常生活上の手続き援助 (選択)

書類預かりサービス (選択)

「老後の安心と安全のために」

ー成年後見制度のより良い活用を目指してー

1. 成年後見制度とは
2. 成年後見制度の種類
3. 法定後見制度とは
4. 法定後見制度申立等
5. 任意後見制度とは
6. 任意後見契約の手続き・要件
7. 任意後見契約の形態



- ① 将来型：将来判断能力が低下した場合に備え、生活の保全と安心を目的に契約。親族が受任者である場合に適用
 - ② 即効型：すでに判断能力低下しつつある中で即効を求め契約
 - ③ 移行型：判断能力低下が低下する前は委任契約、判断能力低下後任意後見契約に移行
8. 任意後見制度のメリットとデメリット
9. 遺言（ゆいごん・いごん）の上手な活用
 - ◆「遺言はこの法律に定める方式に従わなければ、これをする事ができない」
(民法960条)
 - ◆「遺言状」「遺書」「書き置き」などの違い
 - ① 法定遺言事項 ② 付言事項
 - ③ 自筆証書遺言 ④ 公正証書遺言
 - ⑤ 秘密証書遺言 ⑥ 遺言する場合は、遺留分に注意
 - ⑦ 本文記載の方法に留意 ⑧ 「相続させる」遺言
 - ⑨ 「誰のために遺言するか」「何のために遺言するか」「なぜ遺言するか」
10. 相続をうまくするポイント